

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
該当法令無し	会計法第13条第3項に基づき分任支出負担行為担当官を設置し、大臣等が海外出張する場合や自衛隊の部隊等が海外で活動する場合に必要な経費のうち、個人への支払いなどクレジットカード決済ができない場合を除き、必要に応じクレジットカード決済(いわゆるコーポレートカード)を活用している。	d	-	現行制度下で対応可能。引き続き、必要に応じ現行会計法令等に基づき、クレジットカード決済を活用していく。		JA060001	全庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入[新規]	5053	5053A160	1	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入[新規]	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
該当法令無し	会計法第13条第3項に基づき分任支出負担行為担当官を設置し、大臣等が海外出張する場合や自衛隊の部隊等が海外で活動する場合に必要な経費のうち、個人への支払いなどクレジットカード決済ができない場合を除き、必要に応じクレジットカード決済(いわゆるコーポレートカード)を活用している。	d	-	現行制度下で対応可能。引き続き、必要に応じ現行会計法令等に基づき、クレジットカード決済を活用していく。		JA060001	全庁	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払を行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替精算や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難である」と考える。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要ことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。	多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものとする。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考える。このため、御省においても導入をお願いしたい。
該当法令無し	会計法第13条第3項に基づき分任支出負担行為担当官を設置し、大臣等が海外出張する場合や自衛隊の部隊等が海外で活動する場合に必要な経費のうち、個人への支払いなどクレジットカード決済ができない場合を除き、必要に応じクレジットカード決済(いわゆるコーポレートカード)を活用している。	d	-	現行制度下で対応可能。引き続き、必要に応じ現行会計法令等に基づき、クレジットカード決済を活用していく。		JA060001	全庁	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジットカード決済の導入	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
該当法令無し	会計法第13条第3項に基づき分任支出負担行為担当官を設置し、大臣等が海外出張する場合や自衛隊の部隊等が海外で活動する場合に必要な経費のうち、個人への支払いなどクレジットカード決済ができない場合を除き、必要に応じクレジットカード決済(いわゆるコーポレートカード)を活用している。	d	-	現行制度下で対応可能。引き続き、必要に応じ現行会計法令等に基づき、クレジットカード決済を活用していく。		JA060001	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	株式会社オリентコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済	事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する		
該当法令無し	防衛庁においては、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期されること及び本債権に係る紛争が未然に防止されることに充分留意した上で、企業の契約履行完了後の債権及び契約履行途中の債権のうち、一定の要件を満たすものについて流動化を認めることとしている。	d	-	防衛庁においては、企業の資金調達の更なる円滑化等を図るため、これまで譲渡の承認の対象となる範囲を、中央調達(防衛庁契約本部が実施している調達)に係る契約相手方が有する製造請負契約等の債権であって、契約履行完了後のものについては確定債権金額1億円以上、契約履行完了前ものについては担当官が締結した1件50億円以上かつ3会計年度以上で企業会計上適切に売上として計上された部分としていたところ、本年1月、履行完了前の要件について、10億円以上、期間2年以上にするとともに、履行完了後債権については地方調達に係る債権も対象とする等要件の緩和を行ったところである。その結果、平成16年度においては、約570億円の防衛庁向け債権の流動化が実施されたところである。今後においても、債権譲渡後における契約の履行の確保に万全を期すこと及び本債権に係る紛争が未然に防衛されることに充分留意しつつ、債権の流動化についての必要な措置を適宜検討する。		JA060002	全府省	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各府省・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各府省共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各府省、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の府省においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止特約適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、府省による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	
該当法令無し	防衛庁においては、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期されること及び本債権に係る紛争が未然に防止されることに充分留意した上で、企業の契約履行完了後の債権及び契約履行途中の債権のうち、一定の要件を満たすものについて流動化を認めることとしている。	b	-	債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期され、かつ、本債権に係る紛争が未然に防止されることに留意しつつ、債権譲渡に係る企業の負担の軽減を通じ、本制度の更なる利用が図られるよう、債権譲渡の手続の在り方について検討を行う。		JA060003	防衛庁	防衛庁向け債権の譲渡に関する事務手続の簡素化	5053	5053A243	1	(社)日本経済団体連合会	243	防衛庁向け債権の譲渡に関する事務手続の簡素化	防衛庁との単年度(予算)工事契約に係る債権譲渡について、以下の3点を認めるべきである。 事前承認なしの債権譲渡を禁止している「製造請負契約条項」第3条第1項第2号を削除する。もしくは、譲渡先が一定の条件を満たせば自由に譲渡できるようにする。 債権譲渡手続の簡素化を図る。 債権譲渡時の第三者対抗要件について、債権譲渡登記の利用を可能とする	(要望理由 右下の続き) 債権譲渡登記は、債務者に承諾を得たり通知をすることなく、比較的容易に手続できることから、現在、債権譲渡の第三者対抗要件具備の方法として広く利用されている。 原契約において債権譲渡を禁止しない場合、第三者対抗要件の取得方法について規定する必要はないが、債権譲渡禁止条項が残る場合でも、包括承認をされる場合は登記方式が有用な手段となる。なお、複数案件の一括承認を受ける場合は、現状と同様債務者承諾方式となる。	債権譲渡の潜在的な需要は大きいと思われるが、煩雑な手続が必要となっている。債権譲渡業者側の裁量で実施できるようになれば、実施案件も増加することが期待される。 対象案件が複数ある場合、通達で定められている資料(債権譲渡基本契約書の写し、債権譲受人が譲渡先としての要件に該当していることを証明する各種資料、格付機関のレーティング、印鑑証明、契約相手方による譲渡債権の特定に関する確認書)全てを各案件ごとに揃えて申請するのは大変煩雑である。特に、譲渡希望がもともと多くなる年度末は他業務も繁忙期であることから、譲渡手続の簡素化のニーズは強い。事前承認なしの債権譲渡を認めるか、仮に認められない場合には、包括的な債権譲渡承認または複数案件の一括申請、添付資料の削減などにより、債権譲渡手続の事務負担の軽減を図るべきである。	政府向け債権の譲渡に関しては、近年、各府省において、売買契約等に債権譲渡禁止条項を設けない等の動きが進んでおり、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。一方、防衛庁向けの債権譲渡に関しては、事前の承諾を得ることを条件として、契約相手方の企業が債権を譲渡することが認められているが、個別案件毎に申請及び債権譲渡を行うことになっており、また、個別案件毎に譲渡先(債権の譲受人)の登記簿謄本、有価証券報告書等、多くの添付資料を申請書に添付せねばならないなど、手続が煩雑であり、手間がかかる。なお、第三者対抗要件は、「債務者の承諾(確定日付も取得)により具備している。

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	その他(特記事項)
会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	単年度契約により実施。	c	-	国において長期継続契約ができる場合については、会計法第29条の12及び予算決算及び会計令第102条の2の規定により光熱水料等の供給契約に限定されている。リース契約を長期継続契約の対象とするためには、該当法令の手当が必要となるが、所管省庁ではない当庁としては法律上の手当を判断する立場にない。		JA060004	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	5088	5088A001	1	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすること。地方自治体とのリース契約(長期継続契約)に際して、地方自治体から付される契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入する際には、複数年度の使用が明白であっても、手続上の煩雑さゆえに国庫債務負担行為として扱わずに、単年度リース契約を更新している。この単年度リース契約は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、現行制度が実質的にリース会社のリスク負担を強いている。地方自治法改正により、リース契約は長期継続契約の対象となっているが、一部の自治体ではリース契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削減があった場合は、契約を解除する。」趣旨の条項が付されることがある。この条項により、リース会社には解約リスクが残る一方、地方自治体は解約を前提としないファイナンス・リースのメリットを享受することになり、衡平を欠く。	
該当法令無し	防衛庁においては、債権譲渡後においても契約の履行の確保に万全が期されること及び本債権に係る紛争が未然に防止されることに充分留意した上で、企業の契約履行完了後の債権及び契約履行途中の債権のうち、一定の要件を満たすものについて流動化を認めることとしている。	d	-	防衛庁においては、企業の資金調達の更なる円滑化等を図るため、これまで譲渡の承認の対象となる範囲を、中央調達(防衛庁契約本部が実施している調達)に係る契約相手方が有する製造請負契約等の債権であって、契約履行完了後のものについては確定債権金額1億円以上、契約履行完了前にもについては担当官が締結した1件50億円以上かつ3会計年度以上で企業会計上適切に売上として計上された部分としていたところ、本年1月、履行完了前の要件について、10億円以上、期間2年以上にするとともに、履行完了後債権については地方調達に係る債権も対象とする等要件の緩和を行ったところである。その結果、平成16年度においては、約570億円の防衛庁向け債権の流動化が実施されたところである。今後においても、債権譲渡後における契約の履行の確保に万全を期すこと及び本債権に係る紛争が未然に防止されることに充分留意しつつ、債権の流動化についての必要な措置を適宜検討する。		JA060005	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5088	5088A034	1	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各省庁の対応が異なり、統一かつ早急な対応を求める。	